

戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法及び戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部を改正する法律案要綱

第一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

一 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の新規支給

1 平成二十三年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成二十八年四月一日において増加恩給等を受けているものに、額面十五万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面七万五千元）、五年償還の国債を支給すること。（第一条及び附則第三条関係）

2 平成二十八年四月二日以後に戦傷病者等の妻となった者であつて、当該戦傷病者等が平成三十三年四月一日において増加恩給等を受けているものに、額面十五万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面七万五千元）、五年償還の国債を支給すること。（第二条及び附則第六条関係）

二 戦傷病者等の妻に対する特別給付金の継続支給

1 現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成二十八年四月一日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて

額面五十万円、四十五万円又は三十万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面二十五万円、二十二万五千円又は十五万円）、五年償還の国債を支給すること。（附則第二条関係）

2 一の1又は二の1の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成三十三年四月一日において増加恩給等を受けているものに、当該戦傷病者等の妻である期間に応じ、改めて額面五十万円、四十五万円、三十万円又は十五万円（当該戦傷病者等の障害の程度が軽症である場合は、額面二十五万円、二十二万五千円、十五万円又は七万五千円）、五年償還の国債を支給すること。（附則第五条関係）

三 平病死特別給付金の支給

1 現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に平病死したものに、額面五十万円、五年償還の国債を支給すること。（附則第四条関係）

2 現行の特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成二十五年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に平病死したものに、額面五十万円、五年償還の国

債を支給すること。（附則第七条関係）

第二 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正

現行の戦傷病者等の妻に対する特別給付金を受ける権利を取得した戦傷病者等の妻であつて、当該戦傷病者等が平成十八年十月一日から平成二十五年三月三十一日までの間に死亡したことにより、平成二十八年十月一日において戦没者等の妻として公務扶助料等の受給権を有するもの等に、当該戦傷病者等の妻であつた期間に応じ、額面二百万円、百八十万円、百二十万円又は六十万円、十年償還の国債を支給すること。（第二条関係）

第三 施行期日

この法律は、平成二十八年四月一日から施行すること。ただし、次の改正規定については各々に定める日から施行することとする。（附則第一条関係）

一 第一の三の1及び第二 平成二十八年十月一日

二 第一の一の2及び第一の二の2 平成三十三年四月一日

三 第一の三の2 平成三十三年十月一日